平成19年6月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、 毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとと もに、住民に公表することが義務付けられています。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足 比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画又は経営健全化計画を定めたうえで、 議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告などの規定が 設けられています。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表することとなっています。

平成23年度決算における竹田市の健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。平成23年度決算に基づく当市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり、すべて早期健全化基準を下回っており、平成22年度決算と比較しても数値は改善されています。今後も、経常経費の削減に努めながら、財政健全化に努めていきたいと考えています。

【平成23年度健全化判断比率】

区分	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率		将来負担比率		
指標	_		9.0%	44.5%	
早期健全化基準	13.13%	18.13%	25.0%	350.0%	
財政再生基準	20.00%	35.00%	35.0%		

[※]実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「一」で表示しています。

【平成22年度健全化判断比率】(参考)

区 分 実質赤字比率 連		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
指標	_	_	10.2%	57.2%

[※]実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「一」で表示しています。

【資金不足比率】

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計		
簡易水道事業特別会計	_	
農業集落排水事業特別会計	_	20.0%
净化槽整備推進事業特別会計	_	
国民宿舎久住高原荘事業特別会計	_	
国民宿舎直入荘事業特別会計	_	

[※]各会計ともに資金不足比率は黒字のため「一」で表示しています。

【財政健全化判断比率の算定方法について】

①実質赤字比率

(単位:千円、%)

分子 分母 実質赤字比率			字比率						
実質収支額	標準財政規模	実質赤字額(正の 実質黒字部 数)による比率 数)による							
1	2	①~	~ ②						
896,587	11,386,810	-	△ 7.87						

【参考】	(単位:千円)
標準税収入額等①	2,568,272
普通交付税額②	8,191,132
臨時財政対策債 発行可能額③	627,406
標準財政規模 ①+②+③	11,386,810

用語解説

• 実質赤字比率

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

| 一般会計等の実質赤字額(正の値) |実質赤字比率 = | |

標準財政規模

· 標準財政規模

(趣旨) 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額 と普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を合算したものです。

②連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

	分子				連結実質	赤字比率
一般会計等 の実質収支額	公営事業会計 の実質収支額	資金不足額 又は資金剰余額	āl	標準財政規模	連結実質赤字額 (正の数)による 比率	連結実質黒字額 (負の数)による 比率
1	2	3	4=1+2+3	6		/ ⑤
896,587	15,391	271,605	1,183,583	11,386,810	_	Δ 10.39

【参考】

(単位·千円)

一般会計等	実質収支額
一般会計	863,379
同和対策事業特別会計	0
市立こども診療所特別会計	26,309
畜産開発事業特別会計	0
長湯温泉療養文化館特別会計	6,899
計	896,587

保険等事業会計	実質収支額
国民健康保険特別会計	5,101
後期高齢者医療特別会計	1,628
介護保険特別会計	8,662
計	15,391

	(十四.111)
公営企業(法適用)	資金剰余額
水道事業会計	266,806

公営企業(法非適用)	実質収支額
簡易水道事業特別会計	178
農業集落排水事業特別会計	235
浄化槽整備推進事業特別会計	207
国民宿舎久住高原荘事業特別会計	1
国民宿舎直入荘事業特別会計	4,178
計	4,799

合計	1,183,583

用語解説

• 連結実質赤字比率

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。

(算式)

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額(正の値)

標準財政規模

※連結実質赤字額とは、各会計毎の実質赤字額及び資金不足額の合計額から実質 黒字額及び資金剰余額の合計額を控除した額。

		③事業費補正算 ①事業費補正算 ①災害復旧費等 ②災害復旧費等に	入公債費(準元和 に係る基準財政制 係る基準財政需要制 る基準財政需要制 利債運金 等	需要額 (単元利償還金)	李賈公債費比率 學年度		3か年平均		
①災害復旧費等に係る基準財政需要額 ②災害復旧費等に係る基準財政需要額(争元判費選金) ③密度補正に係る基準財政需要額 ④密度補正準元利債温金 (①+②+②+②+②+②+①・②)-(②+②・③・④・④・④・④)		(®+®+ ®))-(9+10+10+	(D+(B+(B)					
当該年度-2 当該年度-1 当該年度		当該年度-2	当該年度-1	当該年度	当該年度−2	当該年度-1	当該年度	当該年度	
960,955	845,688	708,958	8,931,918	9,710,955	9,393,510	10.7	8.7	7.5	9.0

一 実質公債費比率
 (趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
 (算式)
 実質公債費比率 = 及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
 「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
 「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

4 将来負担比率

(単位:千円、%)

分子(①+2+③+④+⑤+⑥+⑦−®−⑨−⑩)									分母(⑪-⑫)					
地方債 の現在高	債務負担 行為支出 予定額	公营企業 債等級入 見込額	組合等負担等見込機	退職手当 負担見込額	土地開発 公社負担 見込額	第三セク ター等負担 見込額	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政 需要額億入 見込額		標準財政 規模	算入公債費 等の額		将来負担比率
Ð	2	3	4	5	6	Ø	8	9	10	Ħ	60	10	Ħ	
20,217,243	2,524,729	1,797,304	0	4,396,557	0	9,581	7,078,106	519,213	17,158,946	4,189,149	11,386,810	1,993,300	9,393,510	44.5

用語解説 ・将来負担比率 (趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。 (算式) 将来負担比率 = 将来負担額一(充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

【資金不足比率の算定方法について】

(単位:千円、%)

	分子	分母	資金不足比率			
分子	資金の不足額	事業規模	資金不足額(正の数) による比率	資金不足額(負の数) による比率		
	Ф	0	0/2			
水道事業会計	△ 266,806	176,564	_	△ 151.1		
簡易水道事業特別会計	△ 178	113,682	_	△ 0.2		
農業集落排水事業特別会計	△ 235	23,850	_	△ 1.0		
净化槽整備推進事業特別会計	△ 207	49,276	_	△ 0.4		
国民宿舎久住高原荘事業特別会計	Δ1	250,983	-	△ 0.0		
国民宿舎直入荘事業特別会計	△ 4,179	59,176	_	Δ 7.1		

用語解説
・資金不足比率
(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。
(算式) 資金不足比率 = 資金の不足額
事業の規模